様式

委員会規則第４条第１項に基づく届出書

平成28年9月27日

1．執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　◉ 市区町村長等
2．都道府県名	新潟県
3．市区町村名	三条市
4．届出番号	9
5．独自利用事務の事例番号	108-5
6．届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sanjo.niigata.jp/madoguchi/page00351.html

執行機関名　三条市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）

1．準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	身体障がい者向けの自動車に改造するための費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三条市個人番号の利用に関する条例（平成27年9月28日条例第24号）別表第1第18の項 身体障がい者向けの自動車に改造するための費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）第1条	三条市身体障害者用自動車改造費等助成事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条　この要綱は、身体障害者(身体障害児を含む。以下同じ。)の社会参加の促進を図るため、身体障害者が就労等に伴い自ら運転する自動車を改造する場合(以下「本人運転の場合」という。)又は自ら運転できない重度の身体障害者若しくは生計を同一にする者が改造された自動車を購入等する場合(以下「介護者運転の場合」という。)、その経費の一部に対し、予算の範囲内で助成をするものとし、その助成に関しては、三条市補助金等交付規則(平成17年三条市規則第41号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		三条市身体障害者用自動車改造費等助成事業実施要綱